

指定居宅介護支援事業所における
「特定事業所集中減算」の取扱いについて

1 「特定事業所集中減算」の主旨

指定居宅介護支援の提供に当たっては、「特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行わなければならない」とされています。(基準省令第1条第3項)

当該基準に沿った適切な業務運営が行われるとともに、介護支援専門員の独立性を担保するために、「特定事業所集中減算」制度が導入されています。

2 「特定事業所集中減算」について

正当な理由なく、当該指定居宅介護支援事業所において、前6月間(判定期間)に作成された居宅サービス計画のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護が位置づけたものについて、同一の事業者(法人)によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えた場合、減算適用期間に係る全利用者について1月につき200単位を減算します。

3 判定期間、報告期限、減算適用期間について

毎年度2回すべての居宅介護支援事業所において、4の手順に従って判定を行う。判定の結果80%を超えた場合は市への報告が必要となります。

報告期限は、毎年度 9月15日 と 3月15日 の2回。

前期分

後期分

	判定期間	市への報告期限	減算適用期間
前期	3月1日から8月末日	9月15日まで	10月1日から3月31日まで
後期	9月1日から2月末日	3月15日まで	4月1日から9月30日まで

※平成30年4月1日から適用することとされていますが、具体的には、平成30年度においては、4月1日から8月末日において作成された居宅サービス計画の判定から適用するものであり、減算については、同年10月1日からの居宅介護支援から適用されます。

4 事業者の手続きについて

- ① 全事業者は、別添様式「計算書(算定根拠書類)」により、判定期間に係わる居宅サービス計画について、各サービスの紹介率最高法人及び紹介率の判定を行う。(計算書は事業所で独自に作成したものでも可)。
- ② ①の計算書の結果を基に別添様式「特定事業所集中減算算定結果報告書」を作成する。
- ③ 訪問介護サービス等のうち1つでも算定結果が80%を超えた場合は、「正当な理由の範囲」を記載の上、「特定事業所集中減算算定結果報告書」及び「計算書」とともに市に提出する。

- ④ なお、すべての事業所において、算定結果にかかわらず「特定事業所集中減算算定結果報告書」及び「計算書」を作成し、当該書類は、判定期間後の減算適用期間が完結してから2年間は保存しておく必要があります。
- ※実地指導時にも計算結果と書類の保存について確認します。

5 「正当な理由」の範囲

80%を超えるに至ったことについて正当な理由がある場合においては、正当な理由を市に提出してください。なお、市長が当該理由を不相当と判断した場合は特定事業所集中減算を適用するものとして取り扱います。正当な理由として考えられる理由の例示は次のようなものですが、実際の判断に当たっては、地域的な事情等も含め諸般の事情を総合的に勘案し、正当な理由に該当するかどうかを適正に判断します。

- ① 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合
- ② 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合
- ③ 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合
- ④ 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下であるなどサービスの利用が少数である場合
- ⑤ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより、特定の事業者に集中していると認められる場合
- ⑥ その他正当な理由と市長が認めた場合